

もひおもひ心々なれば、是を是とし非を非とするにあらず、たゞ當然の理にまがふべし、

〔和泉草〕<sup>手</sup>壁書

- 一 賓客腰かけに來り、同道人相待候は、板を打て案内を報すべし、
- 一 手水之事、専心頭をす、ぐを以、此道の肝要とす、
- 一 庵主出請して客庵に入べし、茶飯諸具、不偶にして美き事も又なし、露路の樹石、天然之趣、其心を不得輩は、是より遙にかへりされ、
- 一 沸湯松風に及び、鐘音に至らば、客再來湯あひ火あひのたがいと成事多罪ミ也、
- 一 庵内庵外におゐて、世事の雜話古來禁之、
- 一 賓主歴然の會、巧言令色を入べからず、
- 一 會始終二時より過べからず、但法話清談に時うつるは例外、
- 一 右七ヶ條は茶會の大法也、嗜茶輩不可忽者也、

天正十二年九月十二日

南坊在判  
宗易在判

〔別本黒田家譜附録〕如水遺事

如水茶道の水屋に法度書をはり置く、其文に曰、

定

- 一 茶引候事、いかにも靜に廻し、油斷なく、滯らぬ様に引可申事、
  - 一 茶碗以下、あかつき不申様に度々洗可申事、
  - 一 釜の湯一ひえやく、汲取候は、又水一ひえやくさし候て、まどひ置可申候、つかひ捨のみ捨に、
- 仕間敷事、